

会社法の改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等の改正案に関するパブリックコメント 意見・確認事項

No	項目	該当箇所	意見・確認事項
1	会社法施行規則	第74条第1項第6号 第74条の3第1項第8号 第75条第6号 第76条第8号 第77条第7号	<ul style="list-style-type: none"> ・手続規制はすべての株式会社を対象としており、開示規制は株式会社のうち公開会社を対象としている。一方、該当箇所（第74条第1項第6号等）に記載の項目はすべての株式会社に求められていることから、公開会社のみを対象としていた開示項目の一部（D&O 保険の内容の概要）を、すべての株式会社に負わせることは「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」にて取り纏めた内容から乖離している。 ・役員等賠償責任保険の被保険者は無記名式であることが一般的であることから、保険契約締結後に新たな役員を選任を行う際に保険契約の内容の変更は生じない。また、役員等選任時に、内容に変更がない保険契約についてあらかじめ契約の継続可否を判断してもらうものではないことから、D&O 保険の内容の概要を記載させることは必要以上の負担を企業に課すものである。 ・ついては、この規定自体を削除すること、または、契約内容の概要ではなく「契約を締結しているとき、又は契約を締結する予定があるときは、その旨」を株主総会参考書類に記載することが適切であると考える。
2	会社法施行規則 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則	第115条の2 第20条の2	賠償責任保険商品を供給している損保業界としてはD&O 保険のみが該当すると認識しているが、その認識で良いか。それ以外の商品も想定しているのであれば、事業者の対応が明確となるよう提示いただきたい。
3	会社法施行規則	第121条の2第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・本号は以下の理由から削除すべきである。 ①法制審議会において、開示規制の項目として議論されておらず、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」でも整理されていない。また、国会論議においても、保険者の開示が必要であるという立法等事実は提示されていない。よって、本号はこれまでの論議に立脚していないものであること。 ②会社法改正によって役員等賠償責任保険契約に関する開示の規律を設けた目的は、「株主によって利益相反の問題や役員等の職務執行の適正性の確保」を評価することであり、保険者の名称等は、その目的に照らして契約内容の評価を行うにあたり直接的に必要な情報ではないこと。事業会社が役員等賠償責任保険契約の内容を毎年適切に見直したうえで同一の保険者と継続して契約を行うことは一般的にあり、保険者を変更すること自体が、契約を適切に見直していることと同一ではない。 ③保険に限らず個別の取引情報は守秘性の高いものであり、規律の目的と照らして特に必要性が高いわけではない取引情報の開示は、取引当事者の利益などを損ねることになりかねないこと。 ④諸外国においてD&O 保険の開示規制を設けていること自体が少ないが、D&O 保険の開示規制を設けている国においても、ごく一部の例外を除き保険者の開示まで求めていること。

以上